

防衛大学校

陸上競技部

部則

第一章 総則

第一条 名称

本競技部は、防衛大学校校友会（以下「校友会」とする）に所属し、防衛大学校陸上競技部（以下「本競技部」とする）と称する。

第二条 所在地

本競技部の所在地は、神奈川県横須賀市走水一丁目十番二十号防衛大学校内とする。

第二章 目的及び活動

第三条 目的

本競技部は、陸上競技を通じて、人間性の発展を追及し、身体的健康、有能であり、精神的に健全で、社会的にすぐ

れた人間像の育成を目的とする。ここに我々は、部の円滑を図るため、部則を制定する事にした。

第四条 活動

前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一、部会及び役員会の開催
- 二、各種試合及び行事の計画並びに参加
- 三、練習
- 四、部誌及び部員名簿の発行並びにOB会との連絡
- 五、陸上競技場及び附属施設の管理運営
- 六、その他役員会で決めた事

第三章 組織

第五条 組織

本競技部は、本校学生にして、校友会所定の手続を経た者（以下「部員」とする）、部長、監督及び顧問をもって組織する。

第六条 運営機関

本競技部に次の機関を置く。

- 一、部会
- 二、役員会
- 三、専門部会

第七条 部会

- 一、部会は、部長が招集し、部長、監督、顧問及び部員の三分の二以上の出席によって成立する。ただし、欠席する場合は、その者の委任状をもって出席扱いとする。部会の議長は主将又はその指名した者が務め、書記は主務が務める。
- 二、部会は、部の最高の決議機関であり、部の基本運営方針を決定する。
- 三、部会は、役員等の部内、外の状況報告及び部員の積極的意見発表の場とする。
- 四、部会の議決は、出席者の多数決とし、可否同数の場合は議長が決する。
- 五、部会の議決事項は、部長の承認を要する。

第八条 役員会

- 一、役員会は、役員及び四学年をもって構成する。
- 二、役員会の主要な任務は、下記の事項とする。
 - (一) 年度方針原案作成
 - (二) 練習計画の基本事項の調整
 - (三) 部長又は主将の望む事項
 - (四) その他

第九条 役員

- 一、本競技部の役員は、主将、副将、内主務、外主務、会計、その他部長の定めるものとする。
- 二、役員は、部員が三学年時に話し合いにより決定し、監督及び部長が承認し、任命する。
- 三、これらの役員の任期は、原則として、当該年度の関東理工系学生大会最終日の翌日から、次年度の関東理工系学生大会の最終日までとする。

第十条 役員の任務及び権限

第一項 (主将)

- 一、一般部員の長として部務を統括し掌握する。
- 二、部務の運営に当っては、部長、監督及び顧問と常に接触を保ち、適時適切な指導を受けるとともに適宜の報告をするものとする。
- 三、その他部長の指示する事項

第二項 (副将)

- 一、主将を補佐し、主将に事故のある時は、その務めを代行する。
- 二、その他、主将又は部長の指示する事項

第三項 (内主務)

- 一、各種試合及び合宿等行事の計画の作成及び参加手続き
- 二、各種試合の記録の整理保管
- 三、部員名簿の整理保管
- 四、課外活動係からの各種調査事項の調査及び報告
- 五、その他庶務に関する事項

第四項 (外主務)

- 一、部外の関係諸団体との連絡及び渉外

二、その他

第五項 (会計)

- 一、校友会予算に関する事項
- 二、部費の徴収及び会計簿冊の記録整理
- 三、部の予算の出納に関する事項
- 四、会計報告に関する事項
- 五、その他主将が特に命じた事項

第十一条 専門部会

- 一、専門部会は、短距離、中距離、長距離、投擲、跳躍、混成、競歩の各種目パートで構成される。
- 二、専門部会は、各種目パート長が種目パートごとに招集し、必要な事項を話し合う。

第四章 部員

第十二条 部員

部員は次号に定めることを行うものとする。

- 一、部会及び専門部会への参加
- 二、部費及び役員会で決めた諸経費の納入
- 三、練習並びに各試合及び行事への参加

第十三条 退部及び休部

退部を希望する者は、各種目パートの長の承認を受けた後、その願を主将に提出し、部長の承認を受けなければならない。

休部を希望する者は各種目パート長の承認のみでよい。

第十四条 退部処分及び休部処分

部員が、次の各号に該当する場合は、役員会の決議により、部長はその部員の退部もしくは休部をさせることができる。

- 一、部の統制を乱した場合
- 二、部の名誉を汚した場合
- 三、練習、部会、その他本競技部の行事等における無断欠席が長期（約2週間以上）に亘る場合
- 四、学業成績が不良の場合

第十五条 練習

練習は次の要領により行う。

- 一、原則として平日は毎日行う。
- 二、休日については、各種目パート長が決める。
- 三、練習を休む場合は、各種目パート長の承認を要する。

第五章 安全管理

第十六条 安全管理

本競技部活動においては、常に計画的合理的な練習方法により、危害予防に努めなければならない。

第十七条 安全係

各種目パート長は、安全係を決めて、練習中の危害予防に務めるとともに、定期的に施設及び用具の点検整備を実施する。

第十八条 練習等の中止

部長、監督及び顧問は、危険と認められる場合は、練習等を中止することができる。

第六章 会計

第十九条 費用

本競技部の費用は、校友会予算、部費、寄付金その他をも
ってあてる。

第二十条 管理

本競技部の費用は、監督が管理する。

第二十一条 部費

部費はその額を会計が定める。

第二十二条 予算

本競技部の予算は役員会で立案し、校友会会計会議の議決
を経て決定する。

第二十三条 決算報告

役員の交代時には、必ず部会で決算報告をしなければならない。
ない。

第二十四条 会計監査

会計監査は、校友会会計監査前及び部長が必要と認める場合に、顧問又は部長が実施するものとする。

第七章 部則の改正

第二十五条 部則の改正

本部則の改正は、役員会で審議し、部会において全部員の三分の二以上の賛成の後、部長の承認を得なければならない。

附 則 この部則は平成二十二年三月三日より施行する。

この部則の内容が正しいことを証明する。

平成二十二年三月三日

横須賀市走水一丁目十番二十号 防衛大学校陸上競技部

部長 小西 優